

平成 30 年 4 月 1 日改訂版における主な変更内容

《施行令等の改正等に伴う技術者要件の変更点》

1 電気通信工事施工管理技士について【156 ページ】

建設業法施行令等の改正等により、技術検定の種目として電気通信工事施工管理が新設され、試験に合格した者は電気通信工事施工管理技士として主任技術者等の要件を満たす者とされたことを踏まえ、1 級及び 2 級の施工管理技士を資格一覧に追加しました。

2 登録基幹技能者について【157 ページ】

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じて、国土交通大臣が認めるものについては主任技術者等の要件を満たすものとされたことを踏まえ、登録基幹技能者の取扱いを資格一覧中に示しました。

なお、登録基幹技能者講習の受講者として主任技術者の届出等を行う者については、平成 30 年 3 月 15 日付け国土建整第 70 号「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて」を踏まえ、登録基幹技能者講習の修了証の表面に「この者は、（建設業の種類）について、建設業法第 26 条第 1 項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載がある場合に限り認めることとしております。

《その他の変更点》 ※審査窓口において口頭で説明を行っていた事項の明文化

1 許可業種の説明について【1 ページ】

一式工事の説明について、国土交通省中国地方整備局が公表している「建設業法に基づく適正な施工体制について Q & A」における説明内容との整合性を取りました。

《参考》建設業法に基づく適正な施工体制について Q & A

中国地方整備局のホームページで公表されています。

どなたでも無料で利用できます。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/kensetu.htm>

※一式工事については 2 ページを御覧ください。

2 許可申請書の提出の際の注意点について【12 ページ】

申請書の事前審査を行っていないことや、書類を完全に整えた上で提出していただきたいことなどを明記しました。

3 各種申請及び届出の受付後の修正ができないことについて【20 ページ】

各種申請及び届出については、受付後の修正はできないことを明記しました。

なお、受付後に申請書や届出書等に誤りが見つかった場合、取下げの上で再提出が必要となります。この場合、取下げの処理が完了するまでに長期間を要するものがあります。したがって、各種申請及び届出に当たっては、十分に確認の上で窓口に提出してください。

4 営業所所在地の記載について【21 ページ】

各種様式で所在地を記入するものについては、建設業許可上の主たる営業所の所在地を記入していただくことを明記しました。

なお、登記上の本店所在地であって建設業許可上の主たる営業所ではないものを記入する場合には、建設業許可上の主たる営業所の所在地も併記してください。

5 役員等の記載における使用漢字について【31、33 ページ】

記載される役員等の氏名の漢字の字体については、普段使いの字体（日常的に使用している字体）を用いていただくことを明記しました。

なお、申請書・変更届の各種様式において記載される字体については、必ず統一させてください。

6 営業所所在地の略図作成上の注意について【43 ページ】

略図の作成後には、ナビゲーションシステムなどを利用せずに、この図のみで営業所の所在地に容易に到達できるかどうか、必ず御確認いただくことを明記しました。

7 追加工事により配置技術者の現場専任が必要となった場合の工事経歴書への記載について【44 ページ】

工期の途中から配置技術者の専任を要する工事となった場合、配置技術者の専任を要する請負金額に達する追加工事の注文を受けた日を空欄に記載していただくことを明記しました。

8 工事経歴書に計上すべき完成工事について【46 ページ】

原則として申請又は届出をする日の属する事業年度の直前の事業年度に完成日を迎えた工事を記載していただくことを明記しました。

なお、完成日とは、完了検査を終えて注文者に目的物を引き渡した日であって、請負契約書上の工期末日や工事代金の入金日ではありません。

9 配置技術者の現場専任を要する工事について【47 ページ】

配置技術者の現場専任を要する工事について、専任を要しない期間がある場合、工事経歴書の空欄に当該期間をメモ書きしていただくことを明記しました。

10 経營業務の管理責任者の経験年数について【58 ページ】

経營業務の管理責任者が交代しない限り、経験期間の始期を変更しないでいただくことを明記しました。

なお、終期は、直近の事業年度終了報告などにより確実に実績を確認できる場合のみ、延ばすことが可能です。

11 経營業務の管理責任者証明書において証明者印が省略できる場合について【58 ページ】

省略することができる場合についての具体例を明記しました。

12 専任技術者証明書の有資格区分に記載した資格に係る免状等の写しを添付する場合について【63 ページ】

専任技術者証明書の有資格区分に記載した資格の裏付けとなる、免状、合格証明書、監理技術者資格者証等の写しは、原本の存在を確認した上で、原本を直接コピーしたものを添付していただくことを明記しました。

なお、写しをさらにコピーしたものやFAX等の添付は認められません。

13 実務経験証明書に係る実務経験年数について【67 ページ】

実務経験年数は、雇用されて工事に従事していることを確認するので、原則として社会保険加入期間の年月を記入していただくことを明記しました。

なお、社会保険未加入期間がある場合は、その期間について雇用されていたことがわかる書類（出勤簿、賃金台帳及び源泉徴収票並びに所得証明書（所得証明書については発行可能な期間のものに限る）の写し）を提示してください。

14 業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方【151～154 ページ】

国土交通省が平成 29 年 11 月 10 日に改正しましたので、最新のものに差し替えました。

15 公共工事の発注者について【185 ページ】

公共工事については一括下請負が全面的に禁止されていますが、「一括下請負の禁止について」（平成 28 年 10 月 14 日付け国土交通省土地・建設

産業局長通知)の発出により、一括下請負に対する監督処分(原則として営業停止)を実際に行うために必要な判断基準が明確になりました。

こういった状況を踏まえ、一括下請負に該当しないように特に気をつけていただくため、公共工事の発注者を一覧表に整理しました。